

常任委員会

第88号議案・白石市外二町組合規約の変更についてから、第108号議案までの計21議案について、定例会3日目(12月8日)の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で論議された主な点は次のとおりです。

総務財政常任委員会

◎第89号議案・白石市副市長定数条例

〔質疑〕従前の助役を副市長に、収入役を会計管理者に変更することによる法的な任務上の違いはあるのか伺いたい。

〔答弁〕今回の地方自治法の改正の骨子は、地方の自主性・自律性を高めるとともに、トップマネジメントの充実・強化である。

これまでの助役の役割というものは、長の補佐役という地方自治法上の規定だったが、それに加えて、長の命を受けて政策及び企画をつかさど

ることと、長の権限に属する事務の一部の委任を受けて執行する旨の規定が追加された。また、収入役については、会計管理者に名称が変更になる。

収入役は特別職であるが、会計管理者は、一般職の中から市長が任命するということが大きく変更になる部分であり、会計事務そのものの権限については、従前どおりである。

これらの変更については、平成19年4月1日から適用になるが、経過措置として、収入役の在任中は収入役を置くことができる旨の規定を設けている。

◎第97号議案・白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕職員の休憩時間の廃止により、現行の勤務時間にズレが生じるのではないかと伺いたい。

〔答弁〕職員の勤務時間については、服務規程に規定されており、午前8時30分から午後5時15分までとなっている。

また、休憩時間は、お昼の12時から12時45分まで、休憩時間は、午前10時及び午後3時からの15分間と規定されている。休憩時間については、労働基準法に定められているとおり勤務時間には含まれず、一方、休憩時間は勤務時間に含まれる一時的な疲労回復のために設けられたもので、人事院が定めている。

当市の実態としては、午前10時からの15分間の休憩時間をお昼の休憩時間につなげて1時間の休憩時間とし、午後の休憩時間については、一斉に休憩を取るということでは

なく、それぞれの都合に合わせて休憩として取り扱ってき

た。今回の休憩時間の廃止により、午前の勤務は、8時30分から12時まで、休憩時間は、12時から12時45分まで、午後の勤務は、12時45分から5時15分までということ、休憩時間の45分を除いて勤務時間が8時間という取り扱いになる。

◎第98号議案・白石市長期継続契約を締結することができ

る契約を定める条例

〔質疑〕長期継続契約を予定している機器、車両の借り入れ及び業務委託の件数について伺いたい。

〔答弁〕毎年度当初から単年度で行う業務委託・機器の賃貸等については、約3百件を予定している。

なお、公用車については、長寿課の配食サービス用の車両を除き、リース契約はしておらず、現在は買い取りをしている。

場合の対応について伺いたい。

〔答弁〕契約に契約解除及び損害賠償請求の条項を規定し、対応していきたい。

教育民生常任委員会

◎第101号議案・宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について

〔質疑〕高齢者医療制度を広域連合で行うメリットは何か伺いたい。

〔答弁〕現在の老人保健制度ではどこが財政運営に責任を持っているかが不明確であるといった問題があり、給付と財源が一体となった制度が求められていた。当初は市町村が運営主体になることが検討されたが、一市町村での財政運営は厳しいことから、全国市長会、全国町村会の要請により県単位の広域連合となった。広域連合が運営主体となることにより、運営経費の削減を図るとともに、県民が共通連帯意識を持つことによつて、安定的な運営につながる。